

業務及び財産の状況等に関する報告書
〔 預金保険法第 80 条に基づく報告書 〕

平成 14 年 4 月 23 日

松 島 炭 鉱 信 用 組 合

金 融 整 理 管 財 人

目 次

頁

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	4

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の整備	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年11月30日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月30日に金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

（1）当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年4月、松島炭鉱株式会社の従業員を主体に、同社関連企業の従業員を含めた勤労者の職域信用組合として、組合員の貯蓄奨励並びに生活の安定に資するために必要な金融事業を行うことを目的として、長崎県西彼杵郡大島町にて設立され、昭和34年8月には池島支店を開設しました。その後、母体である大島鉱業所が昭和45年に閉山、2,000人台を維持してきた組合員数が1,200人へ大幅に減少しました。大島の閉山に伴い採炭現場が池島のみとなり、組合員の殆どが池島に集中する状況となったこともあり、平成11年10月本店を池島へ移転しました。当組合の経営は母体企業の経営環境の変化と密接に関連し、一旦激減した組合員も池島の最盛期には2,000人台を回復し、預金量及び内部留保も順調に伸張しました。しかし、職域という営業基盤が離島ということもあって資金需要が盛り上がりず貸出金の伸びは低調に推移しました。

（2）経営破綻に至った経緯

当組合は、母体企業本体及び関連企業の従業員の生活安定、繁栄に役立つことを使命として経営努力を重ねてまいりました。日本経済の高度成長期には、余資の有価証券運用も順調に推移しましたが、バブル崩壊以降の長期景気低迷に伴う市場金利の低下による収益悪化、さらに世界不況に伴う外国債券のデフォルト発生などを主因に平

成11年3月期及び同13年3月期に大幅な期間損失を計上しました。

13年3月期では、出資金の増加により自己資本比率6.45%を確保しましたが、当期に入ってから外国債券の評価落ちが続き、今後の決算に適用される会計基準に基づき平成13年9月末日における財務内容を確認したところ、債務超過額78百万円・自己資本比率▲7.91%となることが判明し、当組合では自主再建を断念し破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資資産については、融資先の殆どが母体企業である松島炭鉱(株)及びその関連企業の従業員であり、一人当たりの融資限度額も住宅資金を除き退職金受給見込み額を目安とした運用を心がけてきたため、これまで貸倒れ償却なしという実績であります。事務処理手続上は貸出稟議書上で本人の取引履歴が把握されていないことや、手形貸付の個人別台帳が作成されていないなど全般的に時系列的に把握するという意識が不十分であり、融資先の動態把握に甘さがみられるものの、特段の不良債権発生も無く大過なく推移しております。

しかしながら、資金運用として融資の需要が少ないため、預け金及び有価証券の運用に頼らざるを得ず、その中でも高利回りを目的とした外国債券への運用比率を高めたことに加え、当組合が極めて小規模であり有価証券運用について十分な人材・人員配置や管理体制が確立できないという体制不備のまま運用を行っていたことが破綻に至った主因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

平成13年3月期決算では、自己資本比率6.45%を維持できたものの、その後の外国債券の下落が大きく、今後導入される会計基準に基づく見直しの結果、自己資本比率は▲7.91%と債務超過となることが判明しました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の平成13年3月期現在の出資金総額が132百万円という小規模であり、しかも13年3月期に101百万円という多額の出資金を募集した直後であることに加え、母体企業である松島炭鉱が閉山となる状況において、さらに短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは極めて困難であり、また現行の利益水準で見込まれる債務超過を解消するには相当の期間を要することから、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、組合員等の信頼を回復することは著しく困難であり、組合財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年11月

30日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業基盤である松島炭鉱(株)及びその関連企業の従業員を主体とする勤労者と定年退職後の年金生活者が殆どであり、その他母体企業の下請け中小企業の数社を対象とするものであります。

[貸出金残高推移] 店舗数：2店 (単位：百万円・%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	418	100.0	392	100.0	383	100.0	388	100.0	39,823	100.0
うち中小企業	37	20.8	98	25.0	85	22.2	55	14.2	27,768	69.7
うち個人	331	79.2	294	75.0	298	77.8	333	85.8	11,516	28.9
うちその他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	539	1.4

※中小企業には個人事業主を含む。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、松島炭鉱及び関連企業に所属する勤労者が殆どを占めます。

[預金残高推移] 店舗数：2店 (単位：百万円・%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	3,516	100.0	3,257	100.0	2,781	100.0	2,634	100.0	65,732	100.0
うち中小企業	2,947	83.8	2,760	84.7	2,300	82.7	2,136	81.1	52,367	79.7
うち個人	309	8.8	236	7.3	281	10.1	296	11.2	11,118	16.9
うちその他	260	7.4	261	8.0	200	7.2	202	7.7	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金を含む。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、平成5年頃までは地方債・社債・株式等国内商品が殆どをしめていたが、バブル崩壊後の長期景気低迷による運用利回りの低下をカバーするため、平成6年以降高利回りを目的にした外国債券の保有シェアが急激に高まり、

平成9年度のピーク時には有価証券中の外国債券が80%を越える状況となりました。

平成10年度に至り、インドネシア企業債「ダルマラ・インテイウタマ」のデフォルトを皮切りに、12年度にはアジア・パルプ・ペーパーの倒産、バンカーズトラストの評価落ち等による有価証券の償却・償還損等の損失が大きく膨らみ損益は赤字基調となり蓄積していた利益準備金等を食いつぶしていくこととなりました。

平成13年度に入り、更にバンカーズトラスト、シーディーシーマーケッツにデフォルト懸念が高まり評価見直しの結果、自力再建の見込みが立たず破綻公表するに至りました。

金融整理管財人の管理下に入った後、ドイツ銀行によるバンカーズトラストの強制償還があったほか、すべての有価証券を売却処分し、現在は受皿に引き継がれる信組情報センター関連の株式会社2社の株式計25万円を残すのみとなっております。

投資有価証券残高推移]

(単位：百万円)

	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年3月末の評価損益
投資有価証券	2,525	1,407	1,101	▲ 28
国債・地方債	11	11	11	0
社債	50	0	10	1
株式	366	17	24	0
その他	2,098	1,379	1,056	▲ 29
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産の状況は以下のとおりです。

[固定資産の状況] (平成13年3月末)

(単位：件・百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用不動産	—	—	—	—	3	33	8
所有不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下の通りとなっています。

[リスク管理債権の状況]

(単位：百万円・%)

区 分	1 2 年 3 月 期		1 3 年 3 月 期		業界平均(1 3 年 3 月 期)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	0	0	0	0	1,163	2.3
延滞債権	0	0	0	0	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0	0	195	0.4
貸出条件緩和債権	0	0	0	0	2,239	4.5
合 計	0	0	0	0	7,999	15.9

[金融再生法の開示債権]

(単位：百万円・%)

区 分	1 2 年 3 月 期		1 3 年 3 月 期		業界平均(1 3 年 3 月 期)	
	金 額	債権に占める割合	金 額	債権に占める割合	金 額	債権に占める割合
破産更生債権等	0	0.0	0	0.0	3,310	6.2
危険債権	0	0.0	0	0.0	2,509	4.7
要管理債権	0	0.0	0	0.0	2,382	4.5
正常債権	384	100.0	387	100.0	44,816	84.6
合 計	384	100.0	387	100.0	53,017	100.0

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当信用組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力をつくします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減に努めます。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限の努力をいたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、地域経済及び善意かつ健全な取引先への配慮を念頭に置き、要請を行ってきたところ、長崎三菱信用組合との間で平成14年2月12日に事業譲渡契約の締結を行いました。今後は、円滑に事業譲渡ができるよう努力してまいります。